

仙台市農業委員候補者選定委員会設置要綱

(平成 29 年 12 月 28 日市長決裁)

(設置)

第1条 農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号。以下「法」という。）第 8 条第 1 項の規定に基づき任命する仙台市農業委員会の委員の候補者（以下「農業委員候補者」という。）の選定にあたり、公正性及び透明性を確保するため、仙台市農業委員候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 選定委員会は、別に定める基準に従い、法第 9 条第 1 項の推薦を受けた者及び同項の募集に応募した者のうちから農業委員候補者を選定するため、必要な協議を行うものとする。

(組織)

第3条 選定委員会は、委員 5 人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験者、農業者が組織する団体に属する者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱又は任命する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、3 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長)

第5条 選定委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、選定委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員長は、選定委員会の会議を招集し、その議長となる。

2 選定委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 選定委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(秘密の保持)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 選定委員会の庶務は、経済局農林部農政企画課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、選定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が選定委員会に諮って定める。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成29年12月28日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱の実施後最初に委嘱又は任命される選定委員会の委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成32年9月30日までとする。